

論 説

戦後日本における難民問題の思想的起源 —1970-80年代の大沼保昭¹⁾の研究をてがかりに—

創価大学平和問題研究所 助教 葛 木 文 湖

はじめに

2022年から2023年にかけて、新聞や雑誌論文等で大沼保昭の1986年の著作『単一民族社会の神話を超えて²⁾』への言及が相次いだ。大沼は国際法学とともにアジアに対する戦争責任問題を一貫して問い続け、日本における議論の先駆者であったが、本書は1975年から1985年にかけて、在日韓国・朝鮮人問題と出入国管理体制、これに関わる日本社会の単一民族神話について多様な媒体に発表した論稿を収録したものである。

これが発刊から40年近くを経て再び参照されるようになった背景には、入管による外国人への危険視のルーツを、戦前の入管体制に求める議論がある。そこでは、内務省や特別高等警察（特高）が治安維持を主目的として入国管理の業務を担当し、戦後の占領期にも旧特高関係者が入管業務を担ったことで、在日朝鮮人に対する強い偏見や差別意識までが引き継がれてしまったとする指摘の根拠として、大沼による聞き取り調査の結果が引用されている³⁾。このような引用は、2021年に廃案になったのち、中核部分は変わらないまま2023年に成立した入管法改正案をめぐる議論でも見られた⁴⁾。こうした議論に、大沼の著作は学術的な裏付けを与えているのである。

このように入管收容の問題が注目されるなか、戦前から現在まで引き継がれる入管体制に対し、大沼が指摘した課題を歴史的に再認識する必要性が増して

いる。日本の難民受け入れは、インドシナ難民以降といわれるが、難民条約以前の難民と収容のありかたにこそ、現在の問題の根源があるとの認識も広がっているからである⁵⁾。

大沼は後述するように入管体制を「狭義」と「広義」に規定しているが、本稿では、狭義の入管法制や在日韓国・朝鮮人の法的位置づけに関する大沼の研究にも触れつつ、特に「難民問題」として捉えることのできる大沼の議論に焦点を当てて検討したい。

具体的には、1970年代の『告発・入管体制⁶⁾』（1971年）所収の論文、「出入国管理法制の成立過程⁷⁾」（1978年）、雑誌論文、80年代の難民問題に関する報告や論文、さらにこれらを振り返る鼎談を収録した『戦後責任⁸⁾』（2014年）をてがかりとする。1970年代から80年代にかけて大沼が提示した代表的な問題提起を振り返ることで、現在の日本における難民問題への考え方がどのように形成されてきたのか、その思想的根源を理解し、現在の問題を検討するための礎としたい。

1 日本の難民研究と大沼の視点

日本において「難民」が学術的・社会的な検討対象となった大きな転換点は、1975年のベトナム・ボートピープルに始まるインドシナ難民の受け入れである。それ以前、難民問題は「遠い国の出来事」であり、自国に関わる事柄としては認識されていなかった。難民を難民として受け入れ保護するという前提での外国人の受け入れは、このインドシナ難民への対応が最初の体験となったといわれる⁹⁾。戦前のロシア難民やユダヤ難民、戦後の朝鮮半島の混乱の中で日本へ避難してきた人々や軍事政権下の台湾や韓国からの政治亡命者に対し、日本は難民としての政策的な対応をとってこなかったからである¹⁰⁾。

そのため、当初の日本の難民研究は、入管体制や在日外国人の法的な課題を検討する一環のなかで扱われるものであった。しかし、インドシナ難民以降、実務的な対応の変遷とともに、法学、歴史学、社会学、国際政治学や人間の安全保障などの分野で、多角的な研究がおこなわれるようになっていった¹¹⁾。

その一方で、近年、日本の難民認定の基盤となる出入国管理法制そのものの構造的課題を再考する試みが重要性を増している。米国の当局者ならびにアメリカ・モデルの多大な影響のもとに成立した日本の戦後の入管・国境管理制度の起源について検証したテッサ・モーリス＝スズキは、「戦後の日本の入管法は、その他の戦後改革と同様、相当程度、占領期と冷戦の政治的産物であった。この法律は、導入された後で何度か改定されたが、その当初の性格をかなり残している。(中略)その起源についての外観が示すように、この法律は、1950年代という時代背景を考慮しても、イデオロギー性が強くて非現実的な、冷戦下の破壊活動に対する不安によって生み出されたものであった。それ以来、入国者に対する厳格な管理と、この法律に体现されている大幅な官僚の自由裁量権との組み合わせが、日本の出入国政策の特徴として残ることとなった。」と指摘し、この制度の遺産は現在のグローバルな移動の時代における日本の社会的・経済的ニーズに合致せず、入国者の権利の適切な保護を約束するものにもなっていないと、厳しく批判している¹²⁾。

同様に、1950年代の朝鮮人をめぐる在留特別許可は、追放と包摂の力学を内包するものであり、これはローカルな道徳や国際関係によって影響を受ける歴史的産物だったと指摘されるなど、占領期の出入国管理をめぐる歴史学的な研究もさかんになってきている¹³⁾。日本人と外国人のはざまで揺れ動く境界に着目し、管理体制の構築における現場の実務者の役割や地域社会のありようを位置づける試みもおこなわれている¹⁴⁾。

さらに、1969年から71年の反「入管体制」運動についての研究において、盧恩明は大沼が入管体制へのアプローチを3つに整理したことを指摘し、「日本政府は、一方では旧植民地出身者の存在を認めながらも、他方では絶えず彼らを排除し差別する『出入国管理体制』を組み立てた」としている¹⁵⁾。

また、1951年の難民条約加入以前の日本において、実質的な難民がどのように扱われてきたかという法学的研究も進んでいる。小畑郁は、難民条約以前の日本において、朝鮮戦争や済州島4.3事件¹⁶⁾などの戦争や迫害から逃れてきた韓国・朝鮮人をも「難民」ではなく「密入国」「不法」な入国者として認識し、適切な保護や地位を与えなかった日本の規範意識を問題視した。そして、

難民を生み出す構造への日本政府の無理解と、政府間の友好関係への配慮といった戦後の構造が、現在も再生産されている現状を批判している¹⁷⁾。

このように日本の難民研究では、インドシナ難民以後、国際的な人道支援としての視点と並行して、日本の入管制度の差別的な構造への批判や歴史的な再検証が進んでいるといえるだろう。

そして、難民条約以前にこの問題に法制度の側面を中心にしながらも、社会構造に踏み込んで研究を行ったのが大沼である¹⁸⁾。大沼は、国際法学者として戦争責任・戦後責任、サハリン棄民、慰安婦問題、戦争と平和の法、文際的国際法を研究するとともに、難民・入管問題、在日韓国・朝鮮人の法的地位と人権、指紋押捺問題、外国人教員、国籍、留学生、外国人労働者問題などの研究に取り組んできた。

酒井哲哉がいうように、国際法学者としての大沼の研究は、「平和に対する罪」の形成過程を扱った『戦争責任論序説¹⁹⁾』からはじまるといわれ、大沼の研究の出発点が戦争責任論の国際法的把握であったことを示すとされてきた²⁰⁾。しかし、同時に本論文で展開するように、これより以前に最初の論文として執筆された『告発・入管体制』所収の論文もまた、大沼のもう一つの研究の出発点として位置付けられるだろう。なお、難民問題と在日韓国・朝鮮人の法的地位や外国人問題などは、密接に関連しながらも完全に重なるものではないことを前提に、難民という言葉と現象についての記述がある論文や報告を中心として、本論文では分析をおこなうものとする。これにより、法制度論にとどまらない大沼の難民観の思想的淵源を明らかにしたい。

そこで、その膨大な研究から難民問題に言及する大沼の著作を挙げると、次の通りとなる²¹⁾。

- 「政治犯不引渡の原則と難民保護」東大法共闘編、『告発・入管体制』（亜紀書房、1971年）²²⁾
- 東大法共闘編、『入管体制資料集』（亜紀書房、1971年）
- 「出入国管理法制の成立過程 1952年体制の前史」寺沢一，山本草二，波多野里望，筒井若水，大沼保昭編『高野雄一先生還暦記念論文——国際法学の再構築——下』（東京大学出版会、1978年3月）

- 「出入国管理法制の成立過程（1）～（15・完）」（資料と解説）『法律時報』50巻4号～51巻8号（日本評論社、1978年4月～1979年7月）
- 「出入国管理行政を論じあう——現状をどうみるか——」（藤岡晋との対談）『世界』401号（岩波書店、1979年4月）
- "Toward a Structural Approach to the Refugee Problem" (Symposium on International Humanitarian Law, Sanremo, Italy, September 1982) (学会報告)
- 「『外国人の人権』論再構成の試み」法学協会編『法学協会百周年記念論文集』（第二巻 憲法・行政法・刑事法）（有斐閣、1983年10月）
- 「在日朝鮮人と出入国管理体制」『季刊三千里』39号（三千里社、1984年8月）
- 『ドリ안의国、ロームシャの影——東南アジアを旅して考える』（リポート、1985年）
- 「単一民族社会の神話を超えて」『中央公論』（1985年9月号）
- 『単一民族社会の神話を超えて——在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制——』（東信堂、1986年4月）
- 「難民問題の歴史と最近の変化」『日本における難民認定をめぐる諸問題——難民法律セミナー報告——』（法律扶助協会、1986年7月）
- 「人道援助機能（難民救援活動）」佐藤栄作記念国連大学協賛財団編『国連を改造する——国連機能の強化についての考察と提言——』（世界の動き社、1986年8月）

1993年に発刊された『新版 単一民族社会の神話を超えて』の「新版あとがき」で大沼は、1985年に『中央公論』に「単一民族社会の神話を超えて」を發表して以来、個人としてはこの分野でまとまったものを書いていないと述べている。そして、それまで主張してきた在日韓国・朝鮮人を中心とする定住外国人への社会保障の適用、強制退去の原則的不適用、指紋押捺制度の撤廃ないし免除、再入国制度の改善などは、かなりの程度実現されたか、されつつある、とした²³⁾。

そこで、次章以降、入管体制や難民問題についての大沼の研究を1980年代半ばまでに発表された上記のリストに焦点を当てて検証することで、戦後日本における難民受け入れに大きな影響力を持ってきた大沼の難民問題に対する問題提起の特徴からその思想的な起源を明らかにし、現在の日本における難民問題を再考するてがかりとしていきたい。

2 入管体制と難民保護（1970年代～80年代前半）

1960年代後半、在日台湾人や在日朝鮮人の強制退去の不当性を訴える裁判が相次ぐ一方、政府の提出した入管法改正案は四度にわたり廃案となった。そのような中で、日本社会の大きな潮流となった学生運動のテーマのひとつとして、入管体制が議論されていった。

1971年に出版された東大法共闘編『告発・入管体制』所収の各論文には著者名がないが、少なくともそのうち第二章「政治犯不引渡の原則と難民保護」は、大沼の執筆した論文であることを、のちに本人が明言している²⁴⁾。また、2022年から23年にかけての議論において『単一民族社会の神話を超えて』があらためて注目されたが、実際に参照されたのは同書に所収された論文「出入国管理法制の成立過程—1952年体制の前史—」であり、この論文の初出は、1978年出版の寺沢一・山本草二・波多野里望・筒井若水・大沼保昭編『高野雄一先生還暦記念論文—国際法学の再構築—下』である。

加えて、70年代後半から80年代半ばにかけて、大沼はインドシナ難民の受け入れとの関係から入管体制を議論していく。対談「出入国管理行政を論じあう—現状をどうみるか—」と「在日朝鮮人と出入国管理体制」、「単一民族社会の神話を超えて」が、これにあたる。

そこで、上記の論文・対談に基づき、この時期の大沼の論考において、日本の難民問題が入管体制の問題としてどのように位置づけられ認識されていたかを明らかにする。

2.1 政治難民としての在日台湾人・朝鮮人

大沼の論文「政治的不引渡の原則と難民保護」は、東大法共闘編『告発・入管体制』に所収されているが、執筆者は東大法学部共闘会議に所属する助手、大学院生であり、大沼はそのメンバーとして執筆・編集に携わっていた。1969年に出入国管理法が廃案となる過程で、当時の学生運動において入管問題が大きな政治的テーマとなった²⁵⁾。大沼はこれを日本の政治史上きわめて興味深いこととし、入管法「改正」法案への批判、反対運動は、当時それと思想的に重なり合っていた全共闘運動・新左翼運動の意味付けともかかわるとした。そして、自身にとっての全共闘運動は、反入管闘争であり、ベトナム反戦運動だったと述懐している²⁶⁾。こうしたなかで、入管体制の法的側面を中心に、資料の収集と分析に限定して議論を進めたものが本書であり、その第二章が大沼執筆の論文である²⁷⁾。

この論文は、序節、第1節、第2節で構成され、序説では論文の視座が明らかにされる。それは、

「入管問題は決して在日『外国人』の問題でなく、抽象的な人権・人道一般の問題でもない。それはアジアにおける常なる抑圧者たる日本人＝われわれ自身と、被抑圧者たる朝鮮人、中国人との関係——われらの内なる差別（津村喬）——を問題とすることであり、さらにはそれを規定する要因、すなわち明治維新以来の近代化に名をかりたアジア諸民族に対する抑圧と、60年代後半から明らかにその姿を見せはじめた日本帝国主義の自立化＝アジア侵略を問題とすることなのである。しかも、後者を口にする場合も、われわれは決してそれを日本国『政府』の、あるいは日本の『独占資本』の帝国主義的進出としてのみ扱ってはならず、われわれ自身がその事実に日常的に加担していること——日々の発想と行動において——を決して見失ってはならないだろう²⁸⁾。」

とあるように、入管問題は外国人の人権問題ではなく、植民地時代から引き続く日本人と朝鮮人、台湾人というアジアの人びととの間の差別的構造とそれを是としてきた日常的な日本人の認識と行動にあるという、その後の大沼がこの問題に対して一貫して持ち続けた視座が提示されている。

そのうえで、次の「第一節 政治犯罪人不引渡の原則——その「射程」と

は？」では、まず入管体制における強制退去の問題を提示する。1967年に強制退去を受けた者のうち在日韓国人、中国人が約82パーセントにのぼることをあげ、その強制送還先の韓国、台湾は当時抑圧的な体制下にあったことを指摘する。すなわち、「入管令における退去強制とは実は、在日朝鮮人、在日中国人を過酷な抑圧体系をもつ国に引き渡すことと同値²⁹⁾」なのであった。

そして、こうした強制退去をとまなう入管体制は、日々の過程で行われるアジアの人びとに対する優越意識の再生産を背景に、日本のアジア諸地域に対する侵略を日本人一人一人の無意識の世界において可能にする新たな形態であると位置づけた。そのうえで、入管当局が外国人一般の入管事務を行なうという名目で、その大部分を占める朝鮮人、中国人の行動を規制し、警察権力が差別的なアジア人観にもとづく捜査、逮捕活動を行なうとき、入管体制はまさにこの差別構造を固定させ定着させているとし、人々の意識と入管当局との共犯関係により構築しているのが、入管体制であるとしたのである³⁰⁾。

さらに、強制退去に関わる政治犯不引渡の原則の成立過程とその問題点を、西洋近代以降の状況から歴史的に明らかにする。大沼は政治犯概念の意味内容が変質する過程で不引渡の原則自体は、「今や国家は、正面切ってそれに敵対する行動をとることが著しく困難な一般的法規範として³¹⁾」、その範囲を狭めながらも確立される一方、基本的には国際政治状況によって規定されるものとなっていったと述べる。そこで、東アジアの政治状況を示し、1960年代の日本—韓国、日本—台湾の緊密な関係は、アジア安保体制の構成要素となっていたううえで、それは外的な政府の問題にとどまらず、日本人ひとりひとりの「内なる帝国主義」という意識構造の問題であることを指摘する。この日本人の他のアジア人に対する優越的な意識構造は戦後も崩壊することがなく、むしろ「その存在がより身近であり、より具体的であるが故に、より直接的、より具体的な差別構造が定着した³²⁾。」との分析は、アジアを中心とする外国人によって生活のあらゆる側面が支えられている現在の移民・難民問題にも関わるものであるといえるだろう。

続く「第二節 政治難民の保護」では、国際社会において政治犯よりもはるかに広い概念として政治難民が位置付けられ、動乱のさいに生じる種々の形の

難民を個別に救済してきた結果として、政治難民というひとつの概念で表現できる集団が意識されるにいたったとする。そして、特に韓国・台湾から密入国者とされた人々は、その多くが政治犯というよりむしろこの難民に該当すると指摘する³³⁾。

しかし、この論文執筆当時、難民条約を日本は批准しておらず、また世界人権宣言等が法的拘束力を持たない中で、政治難民の保護を国際法上の義務と主張することには一定の限界を伴うことはふまえつつも、当時60万に及んでいた在日朝鮮人の問題はヨーロッパ的感覚からすればむしろ難民の問題であるとするのである。

そして、難民である彼らを強制送還や帰国による迫害から守ることが最重要とすれば、「国際人権」を強調することは簡単に否定できないとする。しかし、その場合も、本来、人権は強大な国家権力、行政権に対して自身を守るという緊張関係にあるが、その一方で国際関係においては国家権力によって人権が担保されるという中で持つ意味を考える必要性を指摘したことは、大沼の難民観、人権観の根底にあるものとして明記すべきであろう。このことは、政治難民の保護は決して人道・人権意識のみに支えられて発達してきたわけではなく、常に政治的な意味を持ってきたこと、そして政治難民として朝鮮人、中国人に対することが、差別を前提としていくばくかの恩恵を与えるという、日々の差別構造の再生産に加担することになる恐れがある、との記述にも鮮明にあらわれている³⁴⁾。

この論文はこのように政治犯不引渡の原則や難民の保護の限界を強調するものであった。それは、国際法はあくまでも支配の法体系であり、しかしその中で利用しうる部分はそのイデオロギー性、限界を認識しつつ利用する、という大沼の姿勢を明確にするものであった。国際法と人権に基づく難民の保護に限界がありながらも、これを利用して日本社会の差別構造を乗り越える必要性が示された論文であり、以後、大沼が展開する国際法観と難民問題に関する考察の基盤となっていくものという意味で重要である³⁵⁾。

2.2 社会全体の構造としての入管体制の検証

1978年の論文「出入国管理法制の成立過程——1952年体制の前身——」で、大沼は、前論文で問題視した狭義の入管法制の出発点となる占領時代に焦点を当て、法務省、内務省、外務省、占領軍総司令部、米国内務省の資料を用いてその成立過程を明らかにし正確に認識することで、問題解決への展望を開こうとした。そして、この議論を展開するにあたり調査した資料とその解説は、「出入国管理法制の成立過程（1）～（15・完）」（資料と解説）として1978年から79年にかけて『法律時報』に連載され、大沼の議論の確固とした裏付けとなった。

大沼はこの論文の「はじめに」の注において、狭義と広義の入管法制を整理している。個人の入国、在留、出国を規制する法規則の総体としての出入国管理令という直接的規制、そしてこれに入管行政に必要な情報を把握し活動の規制に奉仕する間接的規制である外国人登録法を加えたものを、狭義の入管法制とする。一方、年金や社会保障、参政権や公務員の就任要件などに、国籍を根拠として外国人に自国民と異なる処遇を規定する明示の法規定の総体と、明示の差別規程はなくとも差別を禁止しないことでこれを容認する消極的な法制度を、広義の入管体制とすると述べている。そして、本論文の考察対象は狭義の入管体制であるが、基本的な視座は広義の入管体制全体に置かれているとしている³⁶⁾。

さらに、大沼は1983年に発表された「在日朝鮮人と出入国管理体制」で、出入国管理体制を考察するアプローチとして、以下の三つの方法を提示している。第一は、出入国管理及び難民認定法（旧・出入国管理令）や外国人登録法といった「法制度」を中心に据える手法、第二は、日本帝国主義の歴史的段階に応じて各制度を相対的に捉え、それを「入管体制」として規定する手法、そして第三は、これらと重なりつつも、日本の朝鮮・台湾に対する植民地支配と、それに続く戦後の旧植民地出身者およびその子孫に対する管理政策の総体を対象とする手法である。大沼は、これらを踏まえたうえで、日本社会の心理的基盤をも含む「社会全体の構造」として入管体制を捉える姿勢の必要性を説いている³⁷⁾。広義の入管法制全体をさらに広くとらえ、社会全体の構造から入

管体制を検証するのが、大沼のとったアプローチといえるだろう。

「出入国管理法制の成立過程」では、明治憲法下の入管法制から外国人登録令体制、保守体制の自立化と外登令の改正、統一入管機構の発足と幻の退去強制手続令と、1952年体制に至る前史としての入管法制の概観が示されていく。そこで、大沼は1950年に入管庁が設立され機構的に確立した入管法制は、個人の権利の手続的保障の観念をはぐくむ機会を持たないまま、米国の移民法をモデルとして1952年からの入管体制へ向かっていったと結論づけるのである³⁸⁾。

戦後の日本社会における出入国管理体制の変遷を三つの時期に区分して論じている「在日朝鮮人と出入国管理体制」では、この1945～1952年を第一期とし、連合国の占領下という特殊な条件下、米国のリベラルかつ共産主義の伸長を防ぐという二面的な政策、戦前特高の一員として朝鮮人取り締まりに当たった官僚が出入国管理に携わり、公安的な発想をもって在日朝鮮人を監視する日本の官僚機構の果たした役割、戦前から引き継がれた単一民族神話に基づく対他民族観、さらに当時の在日朝鮮人の解放運動に対する取り締まりの正当化という四点に特徴があるとする。そして、1947年の外国人登録令を法制面での中核とし、在日朝鮮人の本国への帰還や日本政府の裁判管轄権の範囲などに関する占領軍の指令が、戦後の入管体制の枠組を形作っていたとしている。

これについて大沼はその後、次のように論じている。「当時の日本の国籍法は父系血統主義を基礎にしているが、出入国管理法制は出生地主義の国籍法を持つ米国流の考えでできている。米国の法制では米国民となり移民法の規制対象にならない2世3世たちが、日本の国籍法制では外国人として厳しい規律・監視下に置かれている、さらに初代の出入国管理令と外国人登録令を作り上げた人たちのかなりの部分が旧特高の役人であることが、聴き取りを重ねてわかってきた。多くの人が聞き取りをするのが苦痛なほど偏見・差別意識の強い人たちで、彼らの頭の中では在日朝鮮人は差別と治安の対象でしかなかった³⁹⁾。」

このような考察から明らかなように、大沼は1952年体制の前史としての入管法制は、日本国民であった植民地出身者を「外国人」とみなして管理の対象

とする構造的矛盾をもつなか、戦前の植民地支配下に培われた差別と偏見が後押しするかたちで個人の権利保障を後回しにする負の遺産であり、現代の入管問題へと繋がる決定的な端緒となったと指摘したのである。

そのうえで、大沼は「在日朝鮮人と出入国管理体制」でその後の出入国管理体制の変遷を、1952年～1982年を第二期、1982年以降を第三期として論じている。

第二期は、独立の回復により、占領軍による日本の入管体制への直接的関与が姿を消したこと、そしてそれまで法的には日本国籍を保持するとしてきた在日朝鮮人・台湾人を、サンフランシスコ講和条約の発効とともに、民事局通達によって一律に国籍を喪失したものとし、入管法制の下におくことにしたことを、最大の特徴であるとする。1950年制定の父系血統主義に基づく国籍法、51年制定の出入国管理令、52年に外国人登録令を改正して作られた外国人登録法が、出入国管理体制の強固な柱として機能したこの時期には、他民族、なかでも在日朝鮮人・台湾人に対する管理と差別が当然のものとして正当化された。そして、この正当化は、社会の構成員としての生活関係に関わるあらゆる分野で用いられ、広義の入管体制を形作ったとする。1965年の日韓条約の締結に伴う韓国籍の人びとの協定永住資格の取得により、法律の明文上一定の法的資格を持つことになったが、これも52年体制と呼ばれる厳しい入管体制の基本的な変容をもたらすものではなかったとするのである。

一方、第三期は、1952年の入管体制が転換期を迎えた時期だとしている。それは、70年代後半から徐々に柔軟な外国人政策へ変容したことによる。その背景として、第一は、最高裁が外国人の政治活動の自由を認めたマククリーン判決の影響、第二に行政の経済合理化が要求されたこと、第三に1979年の国際人権規約および81年の難民条約批准に伴う入管体制の変容を求める国際的圧力、第四に社会の一員、住民という自覚に立脚した在日外国人の差別撤廃運動の広がり、そして第五に在日朝鮮人の事実上の同化傾向を助長する政府の方針をあげている。これらを背景に1982年に施行された新入管法の成立へと至ったというのが、大沼の考察である⁴⁰⁾。

以上のように、入管体制についての歴史的考察では、直接的な難民問題への

言及はなされていない。しかし、戦前から引き続く秩序維持と取り締まりを目的としながら、占領政策に影響を受けた入管体制の成立とその後の変遷は、日本における難民保護の問題を規定する重要な背景として、現在の日本社会の姿勢にも大きな影響を与えているといえるだろう。

入管法は現代にいたるまで改正が続いており、狭義の入管体制は変化し、大沼自身もいうように、大きな改善も見られる。しかし、大沼が入管体制を論じる中で問題提起した日本社会の差別構造としての入管体制は、その体質を維持し続け、現在の日本における難民受け入れをめぐる諸問題の根底にあるといえる。

田中宏は、『告発・入管体制』について、入管行政を狭く見るのではなく、外国人を取り巻く諸問題を広く「入管体制」として把握したものと評価している。そして、治安対策の最終形態としての強制退去の手続きにおいて、司法上の刑事罰と何ら異ならないにもかかわらず、行政処分として位置づけられることにより、被告人の保護をまったく無視した中で刑罰が科せられるという入管行政のもつ根源的な問題への批判がなされていると指摘している。その後の難民条約批准に伴い自国民中心主義の入管体制は大きく修正されたものの外国人学校への差別や外国人受け入れ政策のいびつさなど国際人権と乖離した日本の姿には、日本人と外国人の分断政策であると大沼たちが指摘した入管体制の狙いが引き継がれているとして、この著作の現代的意義を示した⁴¹⁾。

大沼自身は2000年代に、この著書の背景となる60年代から70年代の反入管闘争を振り返り、当時は韓国と台湾が軍事独裁体制であり、政治亡命者としての側面を強く有しながら日本に滞在している人が多数いたことをあらためて指摘している。そして、日本政府が彼らの在留を認めずに送還すると、死刑あるいは無期懲役となる事態を新聞などメディアも多く伝えており、それが当時の入管法改正案の不成立へとつながったとした。『告発・入管体制』所収の論文もそうした当時の社会状況に対応した作品であり、その後に至る大沼の問題意識の出発点であることを明言しているのである⁴²⁾。

そして、こうした大沼の問題意識はその後、国民と外国人という二元的な類型への疑問となり、外国人を定住外国人、広義の難民、一般外国人とする類型

化への提案と、脱植民地化と南北問題に基づく国際社会全体の社会構造の問題として難民問題をとらえる視点へとつながっていく。

3 アジアへの視座と難民問題の構造的アプローチの提示（1980年代を中心に）

1970年代から大沼が入管体制と難民問題について明らかにしてきた課題は、1970年代後半以降少しずつ改善が進められていった。大沼自身、1970年代から日本社会がおこなってきた努力として、アジアとの関わりやアジアからの視線に対する感受性、日本の中の少数者の権利の保障という側面で改善がおこなわれ、欧米先進国、アジアなどの諸国と比較しても決して劣らないものとなったと評価している⁴³⁾。

この変化の背景として大沼がのちに重視したのは、次の三点である。

第一に、1979年の国際人権規約および1981年の難民条約の批准が、アジアの人びとに対する日本の姿勢に与えた影響である。「難民の保護」という抽象的な議論ではなく、目の前のインドシナ難民という具体的な存在に関わる問題として認識され、消極的だった70年代からのインドシナ難民受け入れに関する日本社会の姿勢を変化させることになった。また、これは日本に向けられた世界のまなざしに日本社会がどう対応していくかという、その後多く議論されることになる国際社会において果たす日本の責任というテーマの出発点ともなったとする。

第二に、インドシナ難民問題に加えて東南アジアにおける反日暴動や賠償請求問題などにより、「アジア＝東北アジア」としてきた視界には大きな欠落点があるとの認識である。中国・朝鮮半島だけでなく、東南アジア、南アジア、中央アジア、西アジアも含めて、「アジアに対する戦後責任」という大きな文脈の中で問題をとらえる必要性が出てきたのである⁴⁴⁾。

第三に、終戦直後には戦前の内務省の特高出身者を中心に構成され、在日朝鮮人への極端な差別意識と反共意識に支えられていた入管体制が、1970年代になると変化してきたことである⁴⁵⁾。

そのため、1970年代後半以降の大沼の難民に関わる研究は、それまでの在日韓国・朝鮮人をめぐる入管体制の問題から、インドシナ難民問題を一つの契機とする難民問題そのものへの関心へと広がっていった。この時期には、雑誌への論文掲載、対談、セミナーやシンポジウムでの講演など、大沼の入管や難民に関わる研究活動は多岐にわたっている。そこで発表論文やセミナー報告での難民に関する議論を中心に、世界のまなざしに対する大国としての責任、外国人の人権の視点からの難民問題、構造的アプローチに着目し、その特徴を明らかにしていく。

3.1 世界のまなざしとインドシナ難民問題

1979年の対談「出入国管理行政を論じあう」は、出入国管理行政に携わっていた法務省大臣官房参事官・藤岡晋と大沼が、当時の入管行政を論じたものである。対談の冒頭、対談前年の1978年後半に外国人の在留や入国許可についての議論など入管の在り方に関わる裁判等が相次ぎ、インドシナ難民問題が世界的課題となったことを受け、それまでの入管体制を国際的な枠組みの中で議論する必要性を大沼が指摘し、多角的な議論を展開している。中でも当時最大の社会的・政治的課題となっていたインドシナ難民に関するここでの議論は、国家や人権との関係を中心とするものであった。

まず大沼は従来の出入国管理体制に対する自身の批判的な立場を明言したうえで、単に「人権」を観念的に主張する言説へも疑問を投げかける。また、入管体制に対し、「人権」対「国益」という図式ではなく、日本社会の構成員全体にとっての利益という視点を具体的に持つ必要性を主張する。そして、国際化が進行する時代において、19世紀的な国家主権に基づく広範な自由裁量を前面に押し出した入管行政に疑問を呈するのである⁴⁶⁾。自由裁量の必要性を主張する藤岡に対し、大沼は行政の裁量はあまりにも過大であると指摘する。そのうえで、民族的な差異を前提としたうえで同じ社会の負担を担う構成員として外国人や難民を処遇する姿勢の必要性を説き、強制退去の発動を自制することを求めている。そして、異なるものを排除するのではなく、異質のものが同じ社会に存在するという文化的多様性を前提として認めることの重要性が示唆

されている⁴⁷⁾。

そのうえで大沼は、日本社会の構成員にとっての利益という観点から、難民の入国拒否の是非を問いかける。具体的には、難民を受け入れない日本の国際的な姿勢は他国の評価を低下させるという点で、日本の利益を損なうと主張するのである。そして、日本が国際世論対策として UNHCR への拠出金増額を約束しても、それは、また日本は資金提供だけとの批判を呼びかねない。大沼は、こうした対外的な評価こそ、将来の日本の安全保障を左右するという認識が必要であると主張し、当時まだインドシナ難民の受け入れを明確に開始していなかった日本の姿勢を批判したのである⁴⁸⁾。

その後、ある意味で大沼の主張するように対外的な評価の観点から、日本は1979年に政治的な判断でインドシナ難民の受け入れをはじめ⁴⁹⁾、さらに81年に難民条約を批准する。そして、1985年に大沼が発表した「単一民族社会の神話を超えて⁵⁰⁾」は当時大きな社会運動となっていた指紋押捺制度を中心に論じたものだが、このなかでも難民の受け入れについて言及がみられる。指紋押捺反対運動が拡大する過程で現れた「いやなら帰ればいい」という反応は、一般の日本人の心の奥底にある感情をかなりの程度正直に表したものであるが、その背後に日本社会自身が持つ問題性と課題があるという認識で、難民の受け入れも論じられているのである⁵¹⁾。

そこでは、米国に追いつき欧州を追い抜いた日本という当時の強い大国意識を背景に、米国は日本の150倍近い難民を受け入れ、欧州でも日本の20倍以上の難民を引き受けている国もあることから、日本の難民受け入れの状況を批判する。そして、「大国」として日本が難民受け入れや経済援助で十分国際的な責任を果たしておらず、経済水準に見合う人権水準をもつ大国としての責任をはたすべきだと主張するものとなっている⁵²⁾。

この論文の中心的な主張は、文化的多様性の模索が、長期的かつ全体的な視野から、日本の単一民族神話を突き崩す可能性を論じること⁵³⁾であり、難民問題もまたその文脈の中に位置づけられている。そして、難民問題でも文化的多様性を尊重する欧米諸国と同様に、日本が大国としての責任をはたすことの意義と、世界のまなざしに対する対外的な評価という視点が、重視されていると

いえるだろう。

3.2 外国人の人権と難民への視角

1983年に法学協会の論文集に掲載された『外国人の人権』論再構成の試み⁵⁴⁾」のはじめでは、大沼はこれまで「外国人の人権」が数多く論じられてきたにもかかわらず、理論的深化を遂げてこなかったとする。その理由として、外国人が人権の享有主体であるという権利性質説は確固たる通説となり「いかなる人権がどの程度保証されるかという具体的な問題」が重要とされるようになった一方で、議論の具体化に必要な「外国人の人権」論の理論枠組みが、その基本的発想において問題を含んでいたからであると指摘する。そして、その問題とは、今日の現実に対応しない国家、主権、国籍、国際慣習法観を前提としていることだとする⁵⁵⁾。

しかし、国籍の意味の問い返し、定住外国人による住民としての権利要求、そして新たな質をもった難民問題の衝撃という、外国人の人権に関する新たな動きが起きているとする。それにより、権利享有関係の決定は、政治共同体としての国民国家への帰属が意味をもつ分野にあっては国籍が、社会一般に関しては現実の事態により適合した社会構成員が基準となるとし、これが定住外国人の人権の根拠となると主張している。

一方、難民、無国籍者は生存権の必要性という基準でその人権を考える必要があるとする。それは日本国憲法の前文、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」という先駆的な条文から、強く妥当すると大沼が主張するものであった。また、当時の難民問題が植民地支配から脱したもののその影響下で個人の保護を十分に行えていないという構造的な問題により生じていることを指摘し、人道理念だけではなく旧植民地支配国の歴史的責任として捉える必要があると論じているのである⁵⁶⁾。

そして、19世紀の二元主義的な国民—外国人観を暗黙の前提とする「外国人の人権」へのアプローチは、現在では著しくその妥当性を失っており、伝統的な国家主権対抽象的な人権という対立図式を脱却し、定住外国人と難民の存在という現実を背景に、一括して外国人とされてきた人々を日本の現実を踏ま

えて類型化することが必要であるとして、定住外国人、広義の難民、一般外国人の三種に分類する外国人の類型論を展開した⁵⁷⁾。

このうち広義の難民について大沼は、「自己の個人的責任に帰すべからざる事由により、自己の国籍国または本来の居住国にあっては平和な生存が脅かされ、自己の国籍国の効果的な保護を期待できないため他国に避難所を求める者」と定義している。これには条約難民すなわち狭義の難民と、当時流民と呼ばれ現在は避難民とされる構造難民、これに無国籍者もあわせて、広義の難民に含まれるとした⁵⁸⁾。しかしそのうえで、難民の保護が生存権的必要性を根拠に位置づけられることから、大沼は広義の難民には最低限の避難の場所を保障する消極的義務と一時的庇護、国境における入国拒否の禁止が認められるものの、庇護を与えたくて各生活領域の権利を認める積極的保護は条約難民に対して認めれば憲法上の義務は満たすことができるとして、広義の難民と政治難民としての条約難民との間にも異なる類型が存在するとした⁵⁹⁾。

その後、外国人の人権にかかわるいくつかの権利領域について個別具体的に論じられていくが、入国と再入国の自由について、広義の難民は生存的必要性の観点から少なくとも日本に一時的庇護を求める権利を有し、その限りで入国の自由を持つとする。そして、国際法の原則となっている送還禁止についてのノン・ルフルマン原則から国境における入国拒否をこの一環として禁止すべきことが国際的に広まりつつあり、これは日本国憲法にも適合すると述べている⁶⁰⁾。

このように、大沼は、国家主権を前提とする従来の外国人の人権論を批判し、日本の現実に即して外国人を定住者、広義の難民、一般外国人に分類する類型化を提唱した。特に広義の難民については、憲法の平和的生存権や旧植民地支配国の歴史的責任を背景に、単なる人道的理念を超えた生存権的必要性を権利の根拠に据えている。広義の難民に対しても、入国拒否の禁止や一時的庇護を認める送還禁止原則は、憲法上の義務として保障すべきだと論じていることは、日本における難民受け入れの議論を大きく進めるものとなったといえるだろう。一方、各生活領域の権利については条約難民のみの保護が憲法上の義務に適合するとの解釈は、不安定な立場のまま長期にわたり滞在することに

なってしまう現在の難民問題の現状を考えると、妥当であるかは議論の余地があり難しい課題を提示しているといえるだろう。

3.3 難民問題に対する構造的アプローチへの転換

大沼は1982年にイタリアのサンレモで開催されたシンポジウムで、"Toward a Structural Approach to the Refugee Problem"と題し、報告を行っている⁶¹⁾。本報告は、1960年代以降、難民問題が欧州中心の政治的・個別的なものから、アジア・アフリカ等の発展途上国における集団的・大量流出へと構造的に変化したことを指摘するものであった。大沼はこれを、政治的迫害を理由とする政治難民ではなく、植民地支配の負の遺産や急激な近代化に伴う歪み、先進国との圧倒的な経済格差が生んだ構造的難民と定義した。

そして、従来の非政治的な人道主義や慈善に基づく対症療法的なアプローチでは、この現代的課題の解決には限界があるとした。そこで大沼は、先進国が難民発生の変因に歴史的・構造的責任を負っていることを直視し、開発援助や経済協力を含む国際協力法の視点を導入すべきだと提言している。そして、難民問題を国際社会の構造的不均衡の問題として捉え直し、人道的救済を越えた包括的な構造的アプローチへと転換することが、真の解決には不可欠であると結論付けた報告であった。

その後、大沼は国際文化会館のアジア知的協力プログラムで東南アジアを旅行し、旅行記『ドリアン⁶²⁾の国、ロームシャの影——東南アジアを旅して考える⁶²⁾』を発売している。この旅行を大沼は、第二次世界大戦における日本の東南アジアへの侵略と記憶、当時の経済的進出の受け取られ方、社会の西欧化と自国の伝統文化の保全、近代の「普遍的」価値と固有の民族文化の価値との関係、特に権威主義的体制下での人権関係団体の実情を理解するものと位置づけていたが、これとともに、インドシナ難民とその受け入れ態勢の実情についても、シンガポール、マレーシア、タイで難民キャンプやUNHCR事務所を積極的に訪問し、インタビューなどを通して所感を述べている。そして、この難民問題の構造的アプローチの議論はその後、国連改革への提言集に収められた論文や法律セミナーでの報告でも展開されていくこととなった。

「人道援助機能（難民救援活動）⁶³⁾」は、1986年3月、当時の国連事務次長の明石康、のちに国連難民高等弁務官となる緒方貞子といった日本の国連関係者や武者小路公秀等の研究者が国連改革について多角的に論じた研究会で、大沼がおこなった報告にもとづいたものである。大沼は国連の人道援助機能について、多様な形態の中でもっとも代表的なものとして難民救護活動をとりあげている。

そこでまず、20世紀の難民は、地球的規模の人びとの視線がその悲惨さと救護の必要に注がれたという意味で、独自の性格をもつと指摘する。そして、難民問題の核心は、本国がその生存を保障しない点にあり、各国が自国民の支配者であるとともに保護者であるという国際社会の基本的前提を否定するものであることとした。それゆえ難民問題は、国連という形態をとるか否かはともかく、本国以外の多数国の恒常的な協力による救護という体制の必要性を、その存在自体によって示しているとしている。さらに、今日の難民問題の現実、飢餓、貧困への挑戦という南北問題の視点と結びついた構造的アプローチを必要としているという認識に基づいて、具体的に検討する必要性があるとしている⁶⁴⁾。

そのうえで大沼は、難民問題の歴史的な検討によりその課題を明らかにする。それは、UNHCRが東西対立の厳しい50年代に、東から西へ逃れるヨーロッパの難民を救済すべく設立された経緯が、国連の難民救済活動に制約を課すこととなった点である。なかでも、難民現象自体は集団的であるにも関わらず、難民救済とその前提となる難民認定は個人主義的なアプローチがとられたこと、また難民を生み出す原因は戦争、革命など政治的性格の強いものであるにも関わらず、非政治性、人道性が強調されたことである。これにより、難民問題の解決を人道的な対症療法に限定し、真の原因から目をそらす慈善主義的な自己欺瞞性を内包するとの重要な指摘が、ここでみられている⁶⁵⁾。

これに対し、1960年代後半以降の難民問題の多くは、アジア、アフリカ、中南米に生じたものであった。大沼はこれらの難民は、植民地主義体制の清算、すなわち脱植民地化に由来するものであると指摘する。脱植民地化後の政治的独立に続く国民国家建設が、旧制度の残滓や独立諸国の政治的未成熟によ

り、内戦や飢餓などの機能不全を引き起こし、難民の大量発生という帰結をもたらしていると述べた。

また、難民問題は当時多くの西欧諸国で重大な社会問題となっていた外国人労働者問題と共通する根を持っており、その背景には南北の巨大な経済格差があるとする。そのため、60年代の難民問題は、伝統的なそれと比べて、国際的・国内的な政治、経済、社会の構造に深くかかわる構造的な問題としての特徴を備えており、問題解決には第三世界の経済開発と密接に結びつく構造的なアプローチが不可欠であることを明らかにしている。そこで、国連開発計画、世銀、FAO等の経済関係機関との連携を深め、極度の貧困や独裁、大規模な人権抑圧といった構造的暴力を視野に、開発アプローチとの関連の下で把握しなければならないと提案する。そして、このことは同時に、難民問題が植民地体制の清算という歴史的課題の一環をなすことも意味していると指摘しているのである⁶⁶⁾。

ほぼ同時期の1986年3月24日には、財団法人法律扶助協会により難民認定をめぐる諸手続き、要件などについて研究するためとして開催された公開セミナーで、大沼は「難民問題の歴史と最近の変化」と題して報告を行っているが⁶⁷⁾、これも同様の議論を展開している。

大沼はここでもまず難民問題を20世紀の歴史的・国際的文脈から捉え直す必要性を説いた。20世紀は戦争、革命、脱植民地化により人類史上最大規模の難民が発生した世紀であるが、当初の国連（UNHCR）は東西対立下で、主に東欧からの政治難民を個別に救済するという個人主義的アプローチと対症療法に専念し、発生の根源である政治・社会・経済構造の解決には関わらない方針を保持してきたことを指摘する⁶⁸⁾。

しかし、1960年代以降、脱植民地化が進行したアジアやアフリカで、経済的困窮や内戦に起因する構造難民が急増し、難民問題の本質は東西関係から南北問題へと移行した。こうした中で、日本における対応として、大沼は憲法の平和的生存権に基づき、難民に一時的庇護を保障する義務があると提言する。そして、日本社会に根強い単一民族の神話という閉鎖的な体質を批判し、単なる政府批判に留まらず、個々人が足元の生活から地道に意識と行動を変えてい

くことこそが解決に不可欠であると結論したのである⁶⁹⁾。

以上のように、大沼は、現代の難民問題が政治的迫害から、植民地支配の遺産や南北格差に起因する構造的難民へ変質したと指摘した。従来の対症療法的な人道支援を、根本原因から目を背ける「慈善的自己欺瞞」と批判し、歴史的・構造的な問題を直視した上で、開発援助や経済協力と連携する包括的な構造的アプローチへの転換を提言したのである。

1970年代後半以降のインドシナ難民の衝撃がもたらした国際的国内的な変化によって、大沼は在日韓国朝鮮人を含みながらもより大きなアジアと世界に目を向け、日本社会の差別構造の問題を世界の植民地化のもたらした南北問題という構造的アプローチの中で再 positioning する視点を獲得した。そして、このことは外国人と日本人という二元的な捉え方からより多様な外国人の類型化と文化的多様性への着目をもたらし、単一民族神話の問いかけへとして日本社会のあり方を再考するものへと深化を遂げていったといえるだろう。

おわりに

大沼保昭による研究は多岐にわたるが、国際法と戦後責任の分野のみならず、現代の難民研究という文脈から再位置付けすることが非常に重要であることは、これまでの考察の通りである。特に、条約難民の枠を超えた避難民の保護や補完的保護が議論され、難民の定義の再考が求められる現在、難民条約批准以前から日本において難民的状況にある人々がどのように位置づけられてきたのか、そしてインドシナ難民の受け入れをめぐるどのような議論がおこなわれたのかを理解することは、現在の議論に多大な示唆を与えるといえよう。

第二次世界大戦後、政治難民の側面を持っていた在日台湾人、朝鮮人は、難民として保護されず、むしろ治安と取り締まりの対象とされてきた。こうした状況は、難民条約の批准や在日外国人の人びとによる運動をはじめとする歴史的経緯の中で変化を見せてきたものの、その本質が変化したのかという問いを、大沼の研究は投げかけている。

大沼が初期から一貫して訴えてきたのは、難民の保護は単なる人権や人道の

問題ではなく、日本社会自体を問う問題として認識すべきということである。人権による解決には、限界がある。小畑郁は、難民法には国籍国の保護を失った人々にさしあたりの住処を提供するという、人権法とは異なる独自の機能があり、国際的な人権に、なおシニカルな見方の強い東アジアにおいては、難民法と人権法の統合を性急に求めるよりは、まずこの難民法の独自の機能を発揮させることに努力を傾けるべきであると主張する⁷⁰⁾。また、1960年代の難民法学が政治難民といえる在日朝鮮人の保護をめぐる迫害要件を重視し、彼らを難民状況に追いやった日本国民の責任には触れず、条約難民であるがゆえに保護すべきという議論を展開したことが、その後の日本の難民法学の弱点を形成する決定的役割を果たしてしまったと断じている⁷¹⁾。こうした学術界の潮流の中で、難民問題は人権問題としてだけでは解決できないことを喝破し、社会の構造の問題として提示していた大沼の知見に学ぶ意義は極めて大きいといえよう。

その一方で、インドシナ難民以降、「大国」としての振る舞いという世界やアジアとの関係性の中から難民問題への対処を提案していた大沼の議論は、「大国」ではなくなった現在の日本において、どのように考えるべきなのだろうか。

「仮りに30年後、50年後に今日の意味での在日朝鮮人問題がなくなっていたとしても、『脱亜入欧』信仰が残存し、朝鮮人をはじめとするアジア人、さらには有色人種へのいわれない蔑視が日本社会に生きる者の深層によどんでいるかぎり、それは、多数者たる日本人が少数者たる朝鮮人を飲み込んだにすぎない。(中略) 朝鮮人が『同化』していくのは自然の否定し難い過程だとしても、彼(女)らが同化していく社会自体をすこしでも変えることによって、少数者が少数者としてあり続ける部分を尊重しようという発想をもち、そのような方向への努力をはたせない多数者のひとりひとは、みずからが少数者の立場に立たされた場合にも、みずからが尊重されることを要求することはできない。在日朝鮮人問題とは、実はこのような意味で、本問題については多数者の立場にある日本人ひとりひとりの問題にほかならないのである⁷²⁾。」

この論述からまさに50年がたとうとする現在、当時の在日朝鮮人問題とは

異なるかたちで排外主義の台頭や難民認定をめぐる混迷が起きている。しかし、文化的多様性によって社会が支えられていることが現実となった現在の日本において、大沼が提起した多数者としての日本社会の課題は、今なおいやまして重く我々に突きつけられている。

※本論文で参照した大沼の書籍、論文は、公刊されたものが中心だが、IHLでのシンポジウム報告書は大沼家所蔵の未公刊の資料を参照した。また、創価大学平和問題研究所大沼保昭文庫所蔵の大沼家より寄贈された書籍を利用していただいたことに、心より感謝する。

本稿の執筆にあたり、一部の草稿の推敲および文法チェックにおいて、Googleの生成AIであるGemini 3を活用した。AIによる回答は参考にとどめ、著者の責任において内容の検証および修正を行っている。

注

- 1) 大沼保昭(1946-2018)は、山形県出身の国際法学者で、東京大学名誉教授。東京大学教授、明治大学特任教授、創価大学客員教授などを歴任。著書に『サハリン棄民』(中公新書、1992年)、『人権、国家、文明』(筑摩書房、1998年)、『「慰安婦」問題とは何だったのか』(中公新書、2007年)、『「歴史認識」とは何か』(中公新書、2015年)、International Law in a Transcivilizational World,(Cambridge University Press, 2017)、『国際法』(ちくま新書、2018年)など。2018年10月逝去。
- 2) 大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1986年は、1993年に新版が発刊されており、本論文では主に新版を参照する。
- 3) 和田浩明・毎日新聞入管難民問題取材班『彼女はなぜ、この国で一入管に奪われたいのちと尊厳』大月書店、2022年、p.171。ほかに、安田浩一「ルポ絶望の収容所」『世界』2021年11月号、pp.155-156。
- 4) 『北海道新聞』2023年5月14日。
- 5) 小畑郁「日本における『難民』受け入れをめぐる規範意識のこれまでとこれから」『難民研究ジャーナル』第11号、2021年 pp.50-63、南川文里「戦後期における出入国管理体制の成立と『非移民国』日本」『立命館言語文化研究』29巻1号、2017年、pp.137-144 など。
- 6) 東大法共闘編『告発・入管理体制』亜紀書房、1971年。
- 7) 大沼保昭「出入国管理法制の成立過程——1952年体制の前史——」寺沢一・山本草二・波多野里望・筒井若水・大沼保昭編『高野雄一先生還暦記念論文——国際法学の再構築——下』東京大学出版会、1978年、pp.257-328。

- 8) 内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子『戦後責任 アジアのまなざしに込めて』岩波書店、2014年。
- 9) 田中信也「日本の難民受入れ」加藤節・宮島喬編『難民』東京大学出版会、1994年、pp.141-168。
- 10) 本間浩『難民問題とは何か』岩波新書、1990年、pp.128-141。
- 11) 本間浩や栗野鳳（国連大学・創価大学アジア研究所共編『難民問題の学際的研究』御茶の水書房、1986年）、加藤節や宮島喬（加藤節・宮島喬編『難民』東京大学出版会、1994年）などの先駆的な研究が登場し、国際問題としての難民、あるいは政治哲学的な文脈での議論も始まっていった。また、長有紀枝など人間の安全保障の観点からの難民問題への研究（長有紀枝『入門 人間の安全保障』（増補版）中公新書、2021年）に加え、小泉康一、滝澤三郎、墓田桂、橋本直子など、UNHCR 関係の研究者による研究も多い。
- 12) テッサ・モーリス＝スズキ「冷戦と戦後入管体制の形成」『前夜』2005年春号、pp.61-76。
- 13) 高谷 幸「追放と包摂の社会学——1950年代朝鮮人の在留特別許可をめぐる」『アジア太平洋研究センター年報 2013-2014』2014年、pp.2-9。
- 14) 李英美『出入国管理の社会史』明石書店、2023年。
- 15) 盧恩明「べ平連の反『入管体制』運動」『政治研究』57号、九州大学法学部政治研究室、p.85。
- 16) 済州島四・三事件は、第二次大戦後の朝鮮半島の分断と米軍政下の住民に対する弾圧に反対して起きた1948年4月3日の済州島での武装蜂起に端を発し、その武力鎮圧の過程でおよそ3万人の島民が犠牲となった出来事である。（文京洙「済州島四・三事件——記憶と向き合う」『地平』2025年9月号 (<https://chihei.net/?p=5381>、2026年1月28日参照) 弾圧を恐れ向かった日本では、密入国者として扱われたといわれている。
- 17) 小畑郁、前掲書、2021年 pp.50-63。
- 18) 大沼以前には、宮崎繁樹『国際法における国家と個人』未来社、1963年。高野雄一・宮崎繁樹「難民問題の法的処遇と日本人の責任」『世界』210号、1963年。ほかに宮崎繁樹「国際人権と政治犯不引き渡し」『法学セミナー』第1号、1970年、pp.2-6、高野雄一「退去強制と政治亡命の法理1」『法学セミナー』第5号、1969年、pp.9-19。「同2」『法学セミナー』第6号、1969年、pp.83-91。小田滋「政治的亡命保護に関する各国法制」『ジュリスト』第281号、1963年、pp.26-29、他。
- 19) 大沼保昭『戦争責任論序説』東京大学出版会、1975年。
- 20) 酒井哲哉「解説 理想主義と現実主義の交錯——戦争・平和・アジアをめぐる」酒井哲哉編『平和国家のアイデンティティ』岩波書店、2016年、pp.334-337。
- 21) 大沼保昭教授御退官記念事業実行委員会編『東大法学部大沼保昭ゼミ——教授と学生、35年の軌跡——』2009年、pp.80-120。でまとめられた著作リストに加え、2009年から2018年まで発刊の著書、論文を参照。
- 22) 大沼自身が次のように発言しており、本書には著者名はないが、大沼の論文とし

て議論を進める。「60年代末から、韓国や台湾の軍事独裁政権から逃れてきた亡命者を送り返したらどうなるか、それを法的に阻止する役割を期待されている政治犯不引渡原則とはいかなるものかという問題認識を持ち、短い論文を『告発・入管体制』に書いたのが1970年。」(内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子、前掲書、2014年、p.64。)

- 23) 大沼保昭『新版 単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1993年、p.493。
- 24) また、「わたしの最初の論文は東大法共闘編『告発・入管体制』(1971年)に書いた『政治犯不引渡の原則と難民保護』で、それはそうした当時の社会状況に対応した作品です。ただ、表現は過激で内容は稚拙だけど、今日に至る問題意識はちゃんと出ている」と述べている。(内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子、前掲書、2014年、p.112。)
- 25) 盧恩明、前掲書。
- 26) 内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子、前掲書、2014年、p.108。
- 27) 東大法共闘編、前掲書、1971年。
- 28) 同書、p.63。
- 29) 同書、pp.68-70。
- 30) 同書、pp.67-68。
- 31) 同書、p.84。
- 32) 同書、p.90。
- 33) 同書、pp.91。
- 34) 同書、pp.92-95。
- 35) 同書、p.95。
- 36) 大沼保昭、前掲書、1978年、pp.259-260。その後、再録された『新版 単一民族社会の神話を超えて』では、注ではなく本文で論じられている。(大沼保昭、前掲書、1993年、pp.15-20。)
- 37) 大沼保昭「在日朝鮮人と出入国管理体制」『季刊三千里』39号、三千里社、1984年8月、p.90。
- 38) 大沼保昭、前掲書、1978年、p.325。
- 39) 大沼保昭、前掲書、1984年、pp.64-65。
- 40) 同書、pp.95-101。
- 41) 田中宏「入管法改正案の成立断念に思う～東大法共闘編『告発・入管体制』から50年」『月刊社会民主』7月号、2021年、pp.54-57。
- 42) 内海愛子・大沼保昭・田中宏・加藤陽子、前掲書、p.112。
- 43) 同書、pp.229-230。
- 44) 同書、p.106。
- 45) 同書、p.111。
- 46) 大沼保昭・藤岡晋、前掲書、p.215-218。
- 47) 同書、pp.230-233。
- 48) 同書、p.219。
- 49) 1978年に留学生として滞日し帰国できなくなったインドシナ出身者へ定住許可

を出す政策が始まったが、定住受け入れの政策転換はその後の1979年6月のG7東京サミットと翌月下旬のインドシナ難民国際会議への対外的配慮による。(本間浩『難民問題とは何か』岩波新書、pp.153-154。)

- 50) 大沼保昭「単一民族社会の神話を超えて」『中央公論』1985年9月号、pp.104-128。
- 51) 同書、pp.105-106。
- 52) 同書、pp.126-127。
- 53) 同書、p.121。
- 54) 大沼保昭『『外国人の人権』論再構成の試み』『法学協会百周年記念論文集』第二巻、有斐閣、1983年。本論文では再録された『新版 単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1993年に所収の同論文 (pp.180-249) を参照。
- 55) 同書、pp.181-185。
- 56) 同書、pp.190-198。
- 57) 同書、p.202。
- 58) 同書、pp.205-207。
- 59) 同書、p.207。
- 60) 同書、pp.227-228。
- 61) ONUMA Yasuaki, "Toward a Structural Approach to the Refugee Problem," Symposium on International Humanitarian Law, Sanremo, Italy, September 1982. International Institute of Humanitarian Law (IHL) の第8回会議での報告である。
- 62) 『ドリアンの国、ロームシャの影—東南アジアを旅して考える』リプロポート、1985年。
- 63) 大沼保昭「人道援助機能（難民救援活動）」佐藤栄作記念国連大学協賛財団編『国連を改造する—国連機能の強化についての考察と提言—』世界の動き社、1986年8月、pp.157-178。
- 64) 同書、pp.157-159。
- 65) 同書、pp.162-164。
- 66) 同書、pp.165-169。
- 67) 大沼保昭「難民問題の歴史と最近の変化」『日本における難民認定をめぐる諸問題—難民法律セミナー報告—』法律扶助協会、1986年7月。法律扶助協会は日本弁護士連合会により設立され法律相談等に従事する中、1983年より UNHCR と提携し難民の法律問題の支援活動をおこなっていた。
- 68) 同書、pp.10-11。
- 69) 同書、pp.12-19。
- 70) また、迫害という人権侵害をことさらに強調することは、個別的な人権侵害を立証できない人々を切り捨てる難民法の負の機能を強めることから、少なくとも東アジアでは、難民法から人権法的要素を脱色すべきとしている。(小畑郁、前掲書、2021年、pp.62-63。)
- 71) 小畑は高野雄一・宮崎繁樹「難民問題の法的処遇と日本人の責任」(『世界』210号、1963年) をとりあげて批判している。(小畑郁、前掲書、2021年、p.57)

72) 大沼保昭「在日朝鮮人問題への視座」『東大新聞』152号、1978年1月9日。